

22 規定の変更等

- (1) 各種預金規定・定期積金規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。